

補助金概要調書

補助金名	商店街連合会補助金			
所管部課	経済部商工課 (TEL 23 - 5217(直通))			
補助対象者	米子市商店街連合会			
補助開始年度	昭和48年			
交付目的	商店街の振興のため8つの商店街組織で組織された団体である補助対象者の事業の実施を支援することにより、商店街の振興を図ることを目的とする。			
補助金額と過去の補助実績 ()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	457千円 (457)千円	450千円 (450)千円	450千円 (450)千円	360千円 (360)千円
補助事業の内容	米子市商店街連合会の行う以下の事業に対して補助を行う。 振興事業 販促事業 商店街振興施策の検討 空き店舗対策等 調査研修事業 PR事業 能力開発事業			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		4,500千円	
	内補助対象経費		4,500千円	
	補助対象経費の内訳		販促事業費 3,350,000円 調査研究 講演会費 790,000円 能力開発事業 150,000円 PR費 210,000円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		補助対象経費の10%以内で予算の範囲内。	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	商店街連合会の行う事業を支援することにより、商店街の連携と共同事業を促進することができ、効率的に商店街振興を図ることができる。 毎年開催される通常総会での事業報告により、効果を検証する。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	補助額は、販促事業費の1割以上を占めており、拙速な廃止は事業に支障をきたす恐れがある。 補助している事業は継続して行うことで効果を発揮しているものもあり、終期を設定するには商店街連合会と協議が必要である。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	商店街連合会の設立時より補助を行っている。			